

村民に不安を与えるMV-22 オスプレイの墜落事故に対する意見書

平成 29 年 8 月 5 日、米海兵隊普天間飛行場所属のMV-22 オスプレイがオーストラリア東部沖合での訓練中に輸送揚陸艦への着艦失敗により衝突・墜落し、3人が死亡する事故が発生した。

オスプレイについては、開発段階での試験飛行や実戦配備後に墜落等を繰り返し、多数の死傷者をだしていることから安全性をめぐり、構造上の欠陥が指摘されている機体である。

安全性に対する不安が解決されない中、昨年 12 月 13 日の訓練中に名護市安部の海岸に墜落する事故を起こし、さらに同日、別機が普天間飛行場で胴体着陸する事故が起こった。また、今年に入っても 6 月 6 日に伊江島補助飛行場、6 月 10 日に奄美空港、8 月 29 日に大分空港へ不具合による緊急着陸を次々と起こしている。

今回の墜落事故を受け、日本政府は米側に対しオスプレイの飛行の自粛を求めたが、米軍は要請を無視する形で 2 日後には県内での飛行訓練を再開した。

このような米軍の運用上の必要性を理由とした軍事優先の飛行訓練は、県民の命を軽視した行為であり断じて許されるものではない。

普天間飛行場所属のMV-22 オスプレイは、米陸軍トリイ通信施設にもたびたび飛来し、住民居住地上空や村周辺海岸空域を飛行しており、まさに今回の墜落事故は他人事ではなく、村民に大きな不安と恐怖を与えている。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1、MV-22 オスプレイ墜落事故原因を徹底究明し、速やかに公表すること。
- 2、事故原因の究明、安全性が確保されるまでMV-22 オスプレイの飛行を一切中止すること。
- 3、MV-22 オスプレイの米陸軍トリイ通信施設への飛来、住民居住上空及び村周辺海岸空域での飛行訓練を中止すること。
- 4、米軍優先の日米地位協定を改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 15 日

沖縄県読谷村議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）
沖縄防衛局長

村民に不安を与えるMV-22 オスプレイの墜落事故に対する抗議決議

平成 29 年 8 月 5 日、米海兵隊普天間飛行場所属のMV-22 オスプレイがオーストラリア東部沖合での訓練中に輸送揚陸艦への着艦失敗により衝突・墜落し、3人が死亡する事故が発生した。

オスプレイについては、開発段階での試験飛行や実戦配備後に墜落等を繰り返し、多数の死傷者をだしていることから安全性をめぐり、構造上の欠陥が指摘されている機体である。

安全性に対する不安が解決されない中、昨年 12 月 13 日の訓練中に名護市安部の海岸に墜落する事故を起こし、さらに同日、別機が普天間飛行場で胴体着陸する事故が起こった。また、今年に入っても 6 月 6 日に伊江島補助飛行場、6 月 10 日に奄美空港、8 月 29 日に大分空港へ不具合による緊急着陸を次々と起こしている。

今回の墜落事故を受け、日本政府は米側に対しオスプレイの飛行の自粛を求めたが、米軍は要請を無視する形で 2 日後には県内での飛行訓練を再開した。

このような米軍の運用上の必要性を理由とした軍事優先の飛行訓練は、県民の命を軽視した行為であり断じて許されるものではない。

普天間飛行場所属のMV-22 オスプレイは、米陸軍トリイ通信施設にもたびたび飛来し、住民居住地上空や村周辺海岸空域を飛行しており、まさに今回の墜落事故は他人事ではなく、村民に大きな不安と恐怖を与えている。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1、MV-22 オスプレイ墜落事故原因を徹底究明し、速やかに公表すること。
- 2、事故原因の究明、安全性が確保されるまでMV-22 オスプレイの飛行を一切中止すること。
- 3、MV-22 オスプレイの米陸軍トリイ通信施設への飛来、住民居住上空及び村周辺海岸空域での飛行訓練を中止すること。
- 4、米軍優先の日米地位協定を改定すること。

以上、決議する。

平成 29 年 9 月 15 日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
在日米陸軍沖縄基地管理本部司令官